

鉄道の近くで作業、工事される方へ

鉄道に近接した範囲内（線路中心から概ね8 m以内）で作業、工事される方は、事前に弊社へご連絡をお願いします。

ただし、次の場合も、事前に弊社へご連絡をお願いします。

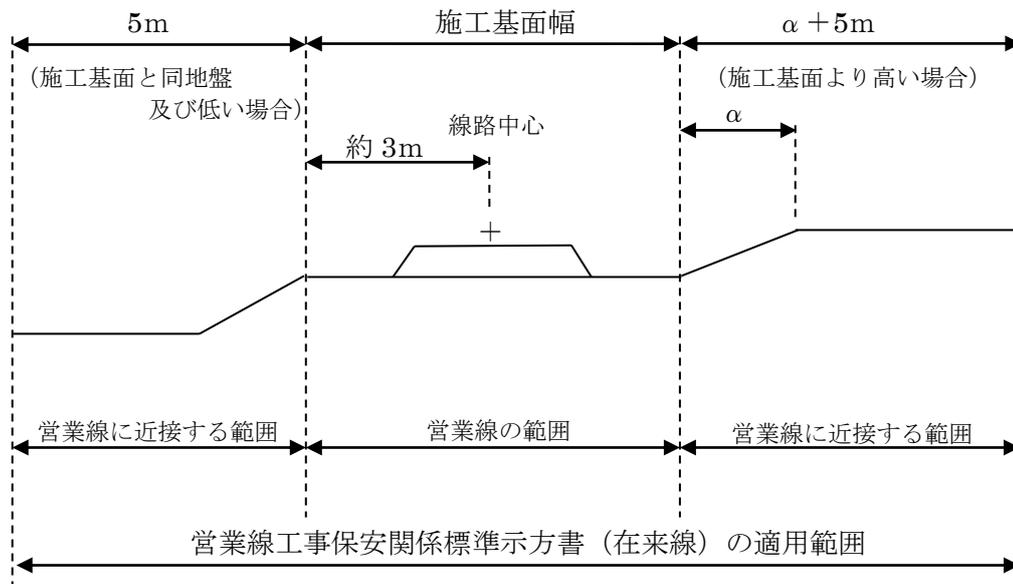
- 1 工事用重機械の転倒、傾斜、吊荷の散乱及び立木伐採等により、施工基面幅あるいは沿線の電線路、ケーブル等を支障するおそれのある場合
- 2 火薬を用いる工事で爆破の際、岩片等が飛散し列車の運転保安に支障するおそれのある場合
- 3 変電所、信号所、送電線、信号ケーブル等列車の運転保安に関係する諸設備に近接して施工する工事で、それらに支障するおそれのある場合
- 4 その他、前記以外で列車の運転保安等に危害を及ぼす恐れのある場合（例えば、杭、掘削等工事）

※施工基面幅、鉄道近接作業、工事例は次ページ参照

連絡先：名古屋臨海鉄道株式会社 保全工事部 TEL 052-613-5001

《路線図》





鉄道近接作業、工事例



営業線に近接する除草作業



大規模な橋脚下部工事